

平成27年11月25日

株 主 各 位

高知市布師田3948番地1

株式会社 技研製作所

代表取締役社長 北村 精男

第34期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第34期定時株主総会において、
下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知
申し上げます。 敬 具

記

- 報告事項**
1. 第34期（自平成26年9月1日至平成27年8月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記内容を報告いたしました。
 2. 第34期（自平成26年9月1日至平成27年8月31日）計算書類報告の件
本件は、上記内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は以下のとおり決定されました。
期末配当金 1株につき 17円
(中間配当金を含めました当期の年間配当額は31円となります。)

第2号議案 定款一部変更の件

本件は原案のとおり承認可決されました。
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略) (新設)	(取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) ② <u>当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
(監査役の責任免除) 第31条 (条文省略) ② 当社は、 <u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	(監査役の責任免除) 第31条 (現行どおり) ② 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第3号議案 取締役2名選任の件

本件は、原案のとおり、新たに田内宏明氏、吉良正人氏の2名が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり、松村勝喜氏、宮崎利博氏の2名が再選され、それぞれ就任いたしました。

なお、宮崎利博氏は社外監査役であります。

以 上